

高知県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」（令和2年6月19日付け老発0619第1号）に基づき、高知県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 県は、介護サービス事業所・施設等（以下「事業所等」という。別表及び様式を除く。）が、感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めた職員に対する慰労金の支給及びサービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけ並びに感染症防止のための環境整備の取組に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付金の種類）

第3条 交付金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）介護事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
- （2）新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労交付金

（対象事業等）

第4条 交付金の対象事業、交付対象事業者等、基準単価、対象経費は別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。ただし、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されている経費は本事業の対象としない。

（交付金の交付の申請）

第5条 交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、別表第4の1において個人申請を要する申請者に限っては、別記第5号様式による個人用申請書を知事に提出するものとする。

2 県から受けた交付決定額に増額の変更がある場合は、別記第2号様式による変更交付申請書を知事に提出するものとする。

3 交付申請は、次に掲げる方法で申請するものとする。

- （1）介護報酬を請求可能な事業所等においては、原則として、高知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の「電子請求受付システム」によるインターネット申請を行い、国保連を経由し、知事に提出ものとする。ただし、「電子請求受付システム」により難しい事業所等においては、電子媒体（CD-R等）又は紙媒体による申請を可能とする。

- （2）国保連に対して報酬請求を行っていない事業所等においては、知事に提出するものとする。

- （3）別記第5号様式による個人申請については、知事に提出するものとする。

4 前項第1号により申請を受理した国保連は、提出を受けた交付申請書に基づき、申請一覧及び支払不可一覧を作成し、知事に提出するものとする。

5 交付申請書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に

において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の期限)

第6条 前条第1項第1号の申請については、令和3年2月28日までに行わなければならない。

(交付の条件)

第7条 交付金の交付の目的を達成するため、事業所等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付事業を追加し、又は増額する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 交付事業の決定の全部を廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 交付事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具その他の財産については、厚生労働大臣が定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて交付事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全額又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を当該交付金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、交付事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、当該財産の財産処分が完了する日又は第4号に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (8) 交付事業を行うために締結する契約については、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (9) 交付金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (10) 交付事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (11) 交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。

(交付金の交付の決定及び交付)

第8条 知事は、交付金の交付の申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知を行った後、国保連を通して交付金を交付する。ただし、別記第5号様式による個人申請又は債権譲渡等により国保連で支払うことができない場合などで、直接、知事に申請があったものについては、知事が交付する。
- 3 別表第1の(3)の事業について、事業所等に交付を行った場合、事業所等は、速やかに支給対象者に対して支給を行うものとする。この場合、慰労金は非課税所得となることから、給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収を行わないようにすること。

(交付金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、事業所等及び事業所等の従事者等が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

第10条 事業所等は、交付事業の完了の日(交付決定時に既に交付事業が完了している場合は交付決定の日)から起算して30日を経過した日(第7条第2号の規定により事業の廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに別記第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない(別記第5号様式による個人申請を除く。)

2 第5条第5項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第5項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした場合は、第1項の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき(当該消費税仕入控除税額等が零円の場合を含む。)は、その金額を別記第6号様式により速やかに、遅くとも交付事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額等を知事に返還しなければならない。

(交付金の返還)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付された交付金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 事業所等に交付した交付金の金額が実際に要した額と比較して多大となった場合
- (2) 別表第1に規定する交付要件に該当しないと認められた場合
- (3) 慰労金が、他の介護サービス施設・事業所若しくは障害福祉サービス施設・事業所等又は医療機関から重複して交付されていたと認められた場合
- (4) 事業所等及び事業所等の従事者等がこの要綱に違反した場合

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 慰労金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第13条 知事は、必要があると認められるときは、事業所等に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(個人情報の保護)

第14条 事業の実施に当たって知り得た個人情報は、事業所等の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 事業所等は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)に規定する内容を遵守しなければならない。

(情報の開示)

第15条 交付事業に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求

があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月29日から施行する。ただし、令和2年4月1日以降に要した経費を対象とする。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条第4号から第7号まで、第10条第2項及び第3項、第11条並びに第13条から第15条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年12月7日から施行する。